

令和4年

第2回教育委員会会議

議案第2号

秋田県教育委員会

## 議案第2号

### 秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項及び銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、秋田県銃砲刀剣類登録審査委員を次のとおり任命する。

	氏名	職業	任期
1	池田 吉男	会社役員	令和4年4月1日～令和6年3月31日
2	武田 卓明	会社員	令和4年4月1日～令和6年3月31日
3	小西 宏彦	無職	令和4年4月1日～令和6年3月31日

令和4年2月10日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由

秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任期が令和4年3月31日付けで満了するので、その後任の委員を任命する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

銃砲刀剣類登録審査委員候補者の略歴

令和4年2月10日現在

※個人情報保護のため非公開

## 登録審査委員任命要綱

平成 1 2 年 3 月 3 1 日  
秋田県教育委員会教育長裁定

### (設置)

第 1 条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 3 項及び銃砲刀剣類登録規則（昭和 3 3 年文化財保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づき、秋田県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録審査委員（以下「委員」という。）を置く。

### (職務)

第 2 条 委員は、法第 1 4 条第 3 項及び規則第 3 条の規定に基づき、教育委員会の指示を受けて、火縄式鉄砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定を行う。

### (定数)

第 3 条 委員の数は、5 人以内とする。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年三月十日法律第六号） 〈抄〉

（登録）

第十四条

都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあっては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年三月十日文化財保護委員会規則第一号） 〈抄〉

（登録審査委員）

第二条

法第十四条第三項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

第三条

登録審査委員は、都道府県の教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。

2 登録審査委員は、鑑定にあたっては、次条の鑑定の基準に従って公正に行なわなければならない。

令和4年

第2回教育委員会会議

報告事項

- (1) 令和5年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学者選抜に係る日程について
- (2) 令和4年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」について
- (3) 令和4年3月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について

秋田県教育委員会

## 報告事項（１）

### 令和５年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学者選抜に係る日程について

#### I 公立高等学校

##### 1 1次募集

学力検査等実施日\* 令和５年３月 ７日（火）  
\*面接の形態及び志願者数の状況によって、面接を３月７日（火）の１７：００までに終えることができない場合は、翌日の３月８日（水）に実施することがある。

追検査実施日 令和５年３月１０日（金）

合格者発表日 令和５年３月１５日（水） 午後１時～午後４時

発表時刻は、上記時間内において各学校が定める。

##### 2 2次募集

面接等実施日 令和５年３月２２日（水）

合格者発表日 令和５年３月２４日（金） 午後１時～午後４時

発表時刻は、上記時間内において各学校が定める。

#### II 県立中学校

1 適性検査等実施日 令和４年１２月２４日（土）

2 選抜結果通知日 令和５年 １月 ６日（金）

令和4年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」  
基本要項

- 1 趣旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を  
発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応  
える学びの場を提供する。
- 2 主催 秋田県教育委員会
- 3 主管 秋田県教育庁高校教育課
- 4 運営 秋田県立秋田明德館高等学校
- 5 対象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德  
館高等学校に在籍している生徒
- 6 内容
  - (1) 募集学校 秋田県立秋田明德館高等学校  
〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号  
TEL 018-833-1261 FAX 018-833-1162
  - (2) 開設科目 英会話、ハンゲル、秋田の歴史入門、専門郷土史
  - (3) 募集人数 15～24名（本校生徒の人数を含む）
  - (4) 開講期間 前期 5月～9月（受付期間：4月初旬）  
後期 10月～2月（受付期間：8月下旬～9月初旬）  
※ 各期とも週2回。ただし、秋田の歴史入門、専門郷土史は、週  
1回の通年講座。
  - (5) 受講料 3,500円  
※ 秋田県立高等学校授業料等徴収条例に定める聴講料の額と同額  
とする。（1単位当たり1,750円）
- 7 その他
  - (1) 単位認定 秋田明德館高等学校に入学した場合は、受講した科目の成果につい  
て、単位を認定することができる。
  - (2) 申込手続
    - ① 受講希望者は所定の申込書により、秋田明德館高等学校に直接申し込む。
    - ② 定員を超えた場合、受講者の決定は抽選による。
  - (3) 受講料の納入 受講期間分を一括納入する。
  - (4) その他
    - ① 開設科目ごとの募集人数、申込受付期間、開講日等は募集要項に定める。
    - ② 受講申込者が10名に満たない場合は、原則として開講しない。

# 令和4年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（前期・通年）」

## 募 集 要 項

- 趣 旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を發揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供します。
- 対 象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德館高等学校の生徒を対象とします。
- 開講講座および募集人数 ※コロナウィルス感染防止のため募集人数を制限しています。御協力をお願いします。

科 目 名	開 講 日	時 間	募 集 人 数	備 考
英会話初級	火・木	14:50～16:25	18名	基本的な日常英会話を楽しみましょう。
英会話中級	火・木	13:05～14:40	18名	世界中の時事問題等に新聞・ディスカッション他を通して触れましょう。
ハングル 初級	月 木	10:30～12:05 13:05～14:40	15名	基礎から丁寧に教えます。初心者大歓迎です。
ハングル 中級	水・金	10:30～12:05	18名	ハングルの更なる一歩へ！
秋田の歴史入門 (通年講座)	火	13:05～14:40	24名	テキストとして、『秋田県の歴史』を使用します。
専門郷土史 (通年講座)	木	13:05～14:40	24名	元禄期の一武士の日記から幕末期京都警備の任に当たった秋田武士の在京記録。

※ 各講座の開講日及び時間は、変更する場合があります。

- 開 講 日 令和4年5月9日（月）～令和4年9月22日（木）
- 講座会場 カレッジプラザ（明德館ビル2階）
- 受付期間 令和4年4月1日（金）～令和4年4月7日（木）
- 申込方法

- ・マスク着用等、感染防止対策をしてください。
- ・発熱やかぜ等の症状がある場合は受講を控えてください。

- (1) 実施要項と受講申込書を4月1日（金）から秋田明德館高等学校3階事務室窓口で配付します。学校ホームページからもダウンロード可能です。
- (2) 必要事項を記入した「受講申込書」と、郵便番号・住所・氏名を記入し84円切手を貼付した「返信用封筒」を、秋田明德館高等学校3階事務室に4月7日（木）まで郵送又は持参してください。受付期間の厳守をお願いします。郵送の場合は、4月7日（木）の消印を有効とします。

<申込先> 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 秋田明德館高等学校 科目履修講座係

※ 郵送の場合は「科目履修講座申込み」と申込封筒表側に明記してください。

## 8 受講決定

- (1) 受講申込みが募集人数を超えた場合は、新規申込者を優先した上で、抽選により受講予定者を決定します。
- (2) 受講申込者に、受講可否の通知書を送付します。
- (3) 受講予定者は、通知書を持参の上、受講料を秋田明德館高等学校事務室に現金で納付してください。受講料は1科目当たり3,500円です。
- (4) 期日までに受講料を納入した者を、受講決定者とし、「受講決定通知書」を交付します。期日まで受講料の納入がない場合、辞退とみなします。
- (5) 辞退等により、受講決定者が募集人数に満たない場合は、抽選に漏れた受講申込者から補充を行います。
- (6) 納入された受講料は、原則として返還できません。
- (7) 講座で使用する教材（教科書等）費は別に徴収します。
- (8) 受講申込者が少数の場合は、原則として開講しません。

9 使用教材等 各講座により異なります。（後日連絡します。）

10 駐 車 場 申込み及び受講に際して、本校駐車場の利用は御遠慮願います。

問い合わせ先

秋田県立秋田明德館高等学校

科目履修講座担当 通信制 教頭

TEL 018-834-0473（通信制直通）

018-833-1261（代表電話）

報告事項 (3)

令和4年3月特別支援学校高等部卒業予定者の就職決定状況について

令和4年2月1日現在  
特別支援教育課

1 特別支援学校高等部卒業者の進路希望状況

単位:人

卒業予定者数	進学等	就職	福祉施設等利用	無職等	備考
203	2	84	112	5	・福祉施設等利用の内訳: 障害児入所施設2、生活介護43、療養介護1、就労移行支援5、 就労継続支援A型5、就労継続支援B型52、福祉利用3、 医療機関等1 ・無職等の内訳:家事手伝い1、相談中4
割合	1.0%	41.4%	55.2%	2.4%	

2 就職希望者の内定状況

単位:人

学校・障害種別	学校数 <small>(含分校・分教室・附属)</small>	卒業予定者数	就職希望者数	内定者数 <small>(含内諾)</small>	備考
視覚支援学校(視覚障害)	1	3	3	0	
聴覚支援学校(聴覚障害)	1	3	0	0	
秋田きらり支援学校(肢体不自由)	1	14	3	2	
ゆり支援学校道川分教室(病弱)	1	0	0	0	
知的障害校(9校3分校) ※附属特別支援学校を含む	12	183	78	56	
計	16	203	84	58	就職内定率69.0%
卒業予定者数に占める割合			41.4%	28.6%	

3 就職内定先の業種等

業 種 等	人数	割合
製造業(縫製、電子部品等)	20	34.5%
医療・福祉(介護施設介護補助、保育補助、清掃、調理補助等)	15	25.9%
卸売業・小売業(飲食料品小売、衣料小売、自動車整備等)	9	15.5%
宿泊業・飲食サービス業(宿泊施設、飲食店、調理補助等)	4	6.9%
公務	3	5.2%
その他サービス業(産業用機械の洗浄や洗車)	2	3.4%
農業(農場・農園、農事組合法人)	2	3.4%
生活関連サービス業(クリーニング、ビルメンテナンス、リサイクル等)	2	3.4%
運輸・郵便業	1	1.7%
計	58	

4 特別支援学校高等部卒業生進路先状況の年度別推移

単位:人

年度	卒業人数	進学	訓練機関	就職	施設等	無業・在宅	就職者の割合	知的障害校	
								就職者数	就職者割合
H22	179	9	2	41	107	20	22.9%	36	24.5%
H23	204	3	3	51	130	17	25.0%	45	25.7%
H24	198	5	0	58	117	18	29.3%	54	32.5%
H25	197	3	0	75	105	14	38.1%	68	38.9%
H26	199	4	0	83	100	12	41.7%	74	44.0%
H27	198	9	0	70	108	11	35.4%	66	39.3%
H28	223	1	0	70	146	6	31.4%	67	33.2%
H29	201	2	0	76	120	3	37.8%	65	37.8%
H30	196	0	0	74	118	4	37.8%	68	39.3%
R1	217	1	0	77	136	3	35.5%	74	37.4%
R2	199	4	2	74	109	10	37.2%	70	39.1%